

戸籍附票システム標準仕様書 (案) 説明資料

令和4年3月24日

目次

1. 戸籍附票システム標準仕様書の全体構成（案）
2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針
3. その他継続検討事項の状況と今後の方向性

1. 戸籍附票システム標準仕様書の全体構成（案）（1/3）

■ 前述の内容を踏まえ、全体構成案としては下記の通りとなります。

第1章 本仕様書について

- 1. 背景
- 2. 目的
- 3. 対象
- 4. 本仕様書の内容

第2章 標準化の対象範囲

第3章 機能要件

1 管理項目

- 1.1. 戸籍の附票データ
 - 1.1.1. 戸籍の附票データの管理
 - 1.1.2. 改製
 - 1.1.3. 戸籍の附票の除票の管理
 - 1.1.4. 改製不適合戸籍の附票の管理
 - 1.1.5. 空欄
 - 1.1.6. 年月日の管理
 - 1.1.7. 年月日の表示
 - 1.1.8. 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名
 - 1.1.9. 本籍・筆頭者
 - 1.1.10. 戸籍附票宛名番号、附票番号
 - 1.1.11. 備考
 - 1.1.12. メモ
 - 1.1.13. 支援対象者管理
 - 1.1.14. 郵便番号
 - 1.1.15. フリガナ
- 1.2. 異動履歴データ
 - 1.2.1. 異動履歴の管理
 - 1.2.2. 異動事由

- 1.3. その他の管理項目
 - 1.3.1. 入力場所・入力端末
 - 1.3.2. 住所辞書管理
 - 1.3.3. 和暦・西暦管理
 - 1.3.4. 公印管理
 - 1.3.5. 交付履歴の管理
 - 1.3.6. 認証者

2 検索・照会・操作

- 2.1. 検索
 - 2.1.1. 検索機能
 - 2.1.2. 検索文字入力
 - 2.1.3. 基本検索
- 2.2. 照会
 - 2.2.1. 異動履歴照会
 - 2.2.2. 交付履歴照会
 - 2.2.3. 文字コード照会等
 - 2.2.4. 支援対象者照会
- 2.3. 操作
 - 2.3.1. キーボードのみの画面操作

3 抑止設定

- 3.1. 異動・交付・照会抑止
- 3.2. 支援措置

■ ……新規、移動箇所

■ ……削除箇所

1. 戸籍附票システム標準仕様書の全体構成 (案) (2/3)

- 4 異動
 - 4.0.1. 異動者
 - 4.0.2. 異動日・処理日
 - 4.0.3. 審査・決裁
 - 4.0.4. 入力確認・修正
 - 4.0.5. 一括入力
 - 4.1. 職権
 - 4.1.1. 戸籍[○]届出等に基づく戸籍の附票の職権記載等
 - 4.1.2. 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動
 - 4.1.3. CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込等
 - 4.1.4. 誤記修正
 - 4.2 異動の取消し
 - 4.2.1 異動の取消し
- 5 証明
 - 5.1. 証明書記載事項
 - 5.2. 同一の戸籍の附票の者の並び順
 - 5.3. 方書の記載
 - 5.4. 発行番号
 - 5.5. 公印・職名の印字
 - 5.6. 公用表示
 - 5.7. 文字溢れ対応
- 6 統計
 - 6.1. 統計
- 7 連携
 - 7.1. CS連携
 - 7.1.1. CSへの自動送信
 - 7.1.2. 附票本人確認情報との整合性確認
 - 7.2. 庁内他業務連携
 - 7.2.1. 住民記録システムとの連携
 - 7.2.2. 個人番号カードによる証明書等の交付
- 8 実装してもしなくても良い機能
 - 8.1. 本人通知
 - 8.1.1. 登録管理
 - 8.1.2. 画面表示
 - 8.1.3. 通知書出力
- 9 バッチ
 - 9.1. バッチ処理
 - 9.2. 抑止対象者
- 10 共通
 - 10.1. EUC機能ほか
 - 10.2. アクセスログ管理
 - 10.3. 操作権限管理
 - 10.4. 操作権限設定
 - 10.5. ヘルプ機能
 - 10.6. 中間標準レイアウト仕様での出力
 - 10.7. 印刷
 - 10.8. CSV形式のデータの取込
- 11 エラー・アラート項目
 - 11.1. エラー・アラート項目

住民記録システムからCSを通じて連携される、戸籍に記載されている者の増減を伴わない記載事項の修正に対応するため追加

1. 戸籍附票システム標準仕様書の全体構成（案）（3/3）

第4章 様式・帳票要件

20.0.1 様式・帳票全般

20.0.2 各項目の記載

20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載

20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載の修正

20.0.5 備考欄（**戸籍の附票の編製年月日等**）の記載

20.0.6 備考欄（その他）の記載

20.1 戸籍の附票の写し等

20.1.1 戸籍の附票の写し

20.1.2 戸籍の附票の除票の写し

20.2 その他

20.2.1 支援措置期間終了通知

20.2.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の
戸籍又は戸籍の附票の変更通知書

20.3 住民基本台帳関係年報の調査様式

20.3.1 住民基本台帳関係年報の調査様式第4表及び
第5表

第5章 データ要件

30.1. データ構造

30.2. 文字

第6章 非機能要件

第7章 用語

別紙

1 業務フロー

2 ツリー図

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（1/10）

- 前回（第14回分科会）時点で保留としていた事項について、検討した結果と方針を以下に示します。

#	前回保留としていた事項	方針・戸籍附票システム標準仕様書修正内容		
1	<p>戸籍において、虚偽・錯誤による記載の訂正がされた場合及び戸籍法第11条の2に基づく戸籍の再製が行われた際の戸籍附票システムにおける取扱いをどのようにするか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍の訂正が行われた場合には、戸籍の附票においては「訂正」の概念が存在しないことから、戸籍届出等に伴う記載・消除又は修正で対応する。 <div data-bbox="813 425 1843 658" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4.1.1 戸籍届出等に基づく戸籍の附票の職権記載等 【実装すべき機能】 戸籍届出等に基づき、戸籍届出等による記載、消除又は修正として、職権記載、職権消除及び職権修正の処理が行えること。 なお、戸籍法第24条第2項、第113条、第114条又は第116条の規定によって戸籍の記載が訂正された場合も、同様に職権記載、職権消除及び職権修正の処理が行えること。</p> </div> 戸籍で戸籍法第11条の2に基づく再製が行われた場合には、戸籍の附票においては記載を無くすための再製の概念が存在しないことから、改製で対応する。 <div data-bbox="813 786 1843 976" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1.1.2 改製 【実装すべき機能】 (前略) また、戸籍法第11条の2に基づき戸籍が再製された場合においては、戸籍の附票を改製すること。 (後略)</p> </div> <div data-bbox="813 986 1843 1315" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1.2.2 異動事由 【実装すべき機能】</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ○記載の事由 (前略) ・改製（戸籍法第11条の2に基づく戸籍の再製に伴う改製を指す） ・改製（その他の戸籍の附票における改製を指す） (後略) </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○消除の事由 ・改製（戸籍法第11条の2に基づく戸籍の再製に伴う改製を指す） ・改製（その他の戸籍の附票における改製を指す） (後略) </td> </tr> </table> </div> 	<ul style="list-style-type: none"> ○記載の事由 (前略) ・改製（戸籍法第11条の2に基づく戸籍の再製に伴う改製を指す） ・改製（その他の戸籍の附票における改製を指す） (後略) 	<ul style="list-style-type: none"> ○消除の事由 ・改製（戸籍法第11条の2に基づく戸籍の再製に伴う改製を指す） ・改製（その他の戸籍の附票における改製を指す） (後略)
<ul style="list-style-type: none"> ○記載の事由 (前略) ・改製（戸籍法第11条の2に基づく戸籍の再製に伴う改製を指す） ・改製（その他の戸籍の附票における改製を指す） (後略) 	<ul style="list-style-type: none"> ○消除の事由 ・改製（戸籍法第11条の2に基づく戸籍の再製に伴う改製を指す） ・改製（その他の戸籍の附票における改製を指す） (後略) 			

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（2/10）

- 前回（第14回分科会）時点で保留としていた事項について、検討した結果と方針を以下に示します。

#	前回保留としていた事項	方針・戸籍附票システム標準仕様書修正内容
2	<ul style="list-style-type: none">戸籍情報システムにおいて、筆頭者が除籍されている戸籍に氏の変更届があった場合、制度上筆頭者の氏は除籍された時点から変更されることはないが、システム上の都合から戸籍の表示としての氏名欄（戸籍のインデックスとしての氏）は変更される。戸籍附票システムにおいてはどのような扱いとするか。	<ul style="list-style-type: none">戸籍附票システムにおいても、戸籍届出等による修正により戸籍の表示としての筆頭者氏名欄の氏（戸籍の附票のインデックスとしての氏）の変更を許容するが、構成員としての筆頭者の欄（「附票に記載されている者」の欄）は削除となった後の変更を許容しない。ただし、当該戸籍の表示の氏名欄と構成員欄の削除された筆頭者が同一人物であることを担保するため、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき戸籍の表示が表示された場合には、備考欄に戸籍の表示における氏変更の異動履歴を必ず記載する。 <div data-bbox="807 768 1841 1136" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載 【実装すべき機能】 戸籍の附票の写し（20.1.1参照）、戸籍の附票の除票の写し（20.1.2参照）には、異動履歴を備考として記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。ただし、削除となった者が筆頭者であり、当該者が削除された後に戸籍届出等による修正により戸籍の表示としての筆頭者氏名欄の氏に変更が生じた場合、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村の判断で戸籍の表示（本籍・筆頭者）について表示された際には、備考欄に戸籍の表示における筆頭者氏名欄の氏変更の異動履歴を必ず記載すること。 (後略)</p></div>

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（3/10）

- 前回（第14回分科会）時点で保留としていた事項について、検討した結果と方針を以下に示します。

#	前回保留としていた事項	方針・戸籍附票システム標準仕様書修正内容
3	戸籍附票システムにおいて、EUC機能を実装するか。	<ul style="list-style-type: none">自治体よりEUC機能の実装の要望があったことを受けて法務省と協議した結果、戸籍附票システムにおいてEUC機能を実装する。ただし、EUCによって取り扱うことができるデータ項目を戸籍附票システムで取り扱うデータ項目のみとする。 <div data-bbox="807 554 1839 868" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>10.1 EUC機能ほか</p><p>【実装すべき機能】</p><p>EUC専用のデータソースが整備されていること。データソースは、戸籍の附票の異動履歴や除票データを含む戸籍附票システムで取り扱う全てのデータを対象とすること。</p><p>（中略）</p><p>【データソース】</p><p>「中間標準レイアウト仕様（戸籍）」の「データ項目一覧表」に記載のあるデータ項目のうち、戸籍附票システムで取り扱うものに限って、データソースとして参照できること。</p><p>（後略）</p></div>

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（4/10）

- 前回（第14回分科会）時点で保留としていた事項について、検討した結果と方針を以下に示します。

#	前回保留としていた事項	方針・戸籍附票システム標準仕様書修正内容
4	戸籍附票システムにおいて、在外投票人名簿に登録された旨をどの程度保持すべきか。	<ul style="list-style-type: none">• 戸籍附票システムにおいて、国民投票の終了後に在外投票人である旨等の記載を保持し続ける必要性は乏しいため、国民投票日の翌日に当該国民投票のために登録された在外投票人名簿情報を戸籍の附票から削除できることとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>4.1.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動 【実装すべき機能】 市区町村の選挙管理委員会からの法第17条の2第2項の通知や本籍地市区町村からの通知に基づき、在外選挙人名簿登録情報及び在外投票人名簿登録情報について職権記載等できること。 (中略) 国民投票日の翌日に、当該国民投票のために登録された在外投票人名簿情報を戸籍の附票から削除することができること。</p><p>【考え方・理由】 (前略) 法第17条の2第1項の規定に基づく通知を受けて、戸籍の附票には、在外投票人名簿に登録された旨を記載しなければならないこととされている。しかし、国民投票の終了後、戸籍の附票において在外投票人である旨等の記載を保持し続ける必要性は乏しいことから、投票日翌日に各市町村で職権削除することが適当であると判断した。なお、本取扱いについては、国民投票が実際に行われることとなった場合に、総務省から各市区町村長宛てにその趣旨を通知することとする。 (後略)</p></div>

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（5/10）

- 前回（第14回分科会）で頂いたご意見を踏まえ、検討した結果と仕様書修正方針を以下に示します。

#	前回分科会で頂いた主なご意見	方針・戸籍附票システム標準仕様書修正内容				
1	<p>個人を削除した旨を示す表現をどのようにするか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍附票システムにおいては、「削除」に統一する。 <div data-bbox="807 425 1841 615" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 仕様書変更例（1.1.1 戸籍の附票データの管理） 【実装すべき機能】 戸籍の附票に記載されている者（削除除籍となった者も含む）について、以下の項目を管理（※）すること。 （後略） </div> <div data-bbox="807 648 1841 1343" style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 帳票レイアウト例：戸籍の附票の写し（全部証明）の一部抜粋（20.1.1 戸籍の附票の写し） <table border="1" data-bbox="1016 753 1808 1233"> <tr> <td data-bbox="1016 753 1219 1025">附票に記載されている者</td> <td data-bbox="1219 753 1808 1025"> 氏名 齊藤 花子 【生年月日】昭和42年9月7日 【性別】女 住民票コード 省略 【住所】東京都千代田区永田町一丁目11番39号 【住定日】平成15年4月6日 【住所】東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 トップレベル霞が関203 【住定日】平成7年9月16日 【住所】東京都千代田区霞が関三丁目1番2号 総務社105号室 【住定日】平成29年6月20日 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1016 1025 1219 1233"> 附票に記載されている者 <div data-bbox="1051 1096 1186 1125" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">消 除</div> </td> <td data-bbox="1219 1025 1808 1233"> 氏名 齋藤 春子 【住所】東京都千代田区永田町一丁目11番39号 【住定日】平成15年4月6日 【住所】東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 トップレベル霞が関203 【住定日】平成7年9月16日 【住所】東京都千代田区霞が関三丁目1番2号 総務社105号室 【住定日】平成29年6月20日 </td> </tr> </table> <div data-bbox="846 911 1108 991" style="border: 1px solid orange; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 個人を削除した場合には「削除」と印をつけて示す。 </div> </div>	附票に記載されている者	氏名 齊藤 花子 【生年月日】昭和42年9月7日 【性別】女 住民票コード 省略 【住所】東京都千代田区永田町一丁目11番39号 【住定日】平成15年4月6日 【住所】東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 トップレベル霞が関203 【住定日】平成7年9月16日 【住所】東京都千代田区霞が関三丁目1番2号 総務社105号室 【住定日】平成29年6月20日	附票に記載されている者 <div data-bbox="1051 1096 1186 1125" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">消 除</div>	氏名 齋藤 春子 【住所】東京都千代田区永田町一丁目11番39号 【住定日】平成15年4月6日 【住所】東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 トップレベル霞が関203 【住定日】平成7年9月16日 【住所】東京都千代田区霞が関三丁目1番2号 総務社105号室 【住定日】平成29年6月20日
附票に記載されている者	氏名 齊藤 花子 【生年月日】昭和42年9月7日 【性別】女 住民票コード 省略 【住所】東京都千代田区永田町一丁目11番39号 【住定日】平成15年4月6日 【住所】東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 トップレベル霞が関203 【住定日】平成7年9月16日 【住所】東京都千代田区霞が関三丁目1番2号 総務社105号室 【住定日】平成29年6月20日					
附票に記載されている者 <div data-bbox="1051 1096 1186 1125" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">消 除</div>	氏名 齋藤 春子 【住所】東京都千代田区永田町一丁目11番39号 【住定日】平成15年4月6日 【住所】東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 トップレベル霞が関203 【住定日】平成7年9月16日 【住所】東京都千代田区霞が関三丁目1番2号 総務社105号室 【住定日】平成29年6月20日					

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（6/10）

- 前回（第14回分科会）で頂いたご意見を踏まえ、検討した結果と仕様書修正方針を以下に示します。

#	前回分科会で頂いた主なご意見		方針・戸籍附票システム標準仕様書修正内容
2	各自治体の調達仕様書の範囲との関係	戸籍システムによる審査・決裁処理により戸籍附票の審査・決裁機能を兼ねることを許容するか。	<ul style="list-style-type: none"> 4.0.3 審査・決裁を【戸籍情報システムとシステム構成を共有することを許容する項目】に追加する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【戸籍情報システムとシステム構成を共有することを許容する項目】 (前略)</p> <p>3.1 異動・発行・照会抑止</p> <p>4.0.3 審査・決裁</p> <p>5.5 公印・職名の印字 (後略)</p> </div>
3	2.1.3 基本検索	戸籍の附票の除票について、備考欄に記載された誤記修正後の氏名及び生年月日で戸籍の附票の検索が可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍の附票の除票の備考欄にて誤記修正された氏名・氏名のフリガナ・生年月日から該当の戸籍の附票の除票を検索できる機能について、「実装すべき機能」とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.1.3 基本検索 【実装すべき機能】 氏名・氏名のフリガナ・生年月日（西暦・和暦）・性別・本籍・筆頭者・住所・住所コード・住民票コードから検索できること。また、削除となった者の備考欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、正しい記載である氏名・氏名のフリガナ・生年月日について検索できること。 (後略)</p> </div>

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（7/10）

- 前回（第14回分科会）で頂いたご意見を踏まえ、検討した結果と仕様書修正方針を以下に示します。

#	前回分科会で頂いた主なご意見	方針・戸籍附票システム標準仕様書修正内容
4	<p>3.2 支援措置</p> <p>住所地と本籍地が異なる市区町村の場合は、支援措置情報を戸籍情報システムへ連携しない条件を付すべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法務省と協議した結果、本籍地と住所地が同一市区町村となる場合等に戸籍情報システムで抑止が必要となる可能性があることから、戸籍附票システムから戸籍情報システムへ支援措置情報を連携する機能を戸籍附票システム標準仕様書に定義する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3.2 支援措置 【実装すべき機能】 (前略) 戸籍附票システムとして支援措置に関する情報を得た場合には、戸籍附票システムから戸籍情報システムへ支援措置情報を連携できること。 また、戸籍の附票事務として支援措置の申出を受けた際、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、戸籍附票システムから住民記録システムへ連携できること。 (後略)</p> </div>
5	<p>5.1 証明書記載事項</p> <p>除票でない、戸籍の附票についてもマスキング又は省略機能により、支援措置対象者の住所の履歴の一部だけを省略して発行することは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> イメージデータで管理されている戸籍の附票に限らず、省略ができる機能を明記する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5.1 証明書記載事項 【実装すべき機能】 (前略) また、本籍・筆頭者、住民票コード、在外選挙人名簿登録市区町村名、在外投票人名簿登録市区町村名等はデフォルトで省略とすること。支援措置対象者に係る住所（必要な手続を経て抑止の一時解除をし、支援対象者を含む戸籍の附票の写し等を出力する場合）等の省略ができること。イメージデータにて管理している場合においても、本籍・筆頭者、在外選挙人名簿登録市区町村名、支援措置対象者に係る住所（必要な手続を経て抑止の一時解除をし、支援対象者を含む戸籍の附票の写し等を出力する場合）等を省略（マスキング）ができること。 (後略)</p> </div>

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（8/10）

- 前回（第14回分科会）で頂いたご意見を踏まえ、検討した結果と仕様書修正方針を以下に示します。

#	前回分科会で頂いた主なご意見	方針・戸籍附票システム標準仕様書修正内容																
6	<p>11.1 エラー・アラート項目</p> <p>重婚状態等により同一の者が複数の戸籍に存在する場合があるため、同一の者が別の戸籍に存在する場合には、エラーではなくアラートが設定されるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 戸籍附票システム内に住民票コードが一致する者が存在する場合はエラーとしたうえで、エラーメッセージによりその者の状況を確認することを促す。 • 重婚による二重戸籍状態等特殊な状況である場合には、エラーを解除し、事務処理を継続することを想定している。 <p>11.1 エラー・アラート項目（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="884 575 1767 968"> <thead> <tr> <th data-bbox="884 575 989 651">エラー番号</th> <th data-bbox="989 575 1238 651">エラー項目</th> <th data-bbox="1238 575 1632 651">（参考）表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す</th> <th data-bbox="1632 575 1767 651">関係する機能要件番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="884 651 989 772">1</td> <td data-bbox="989 651 1238 772">戸籍附票システム内のデータにおいて、住民票コードが一致する者がいた場合</td> <td data-bbox="1238 651 1632 772">住民票コードが既に登録されています。 住民票コードの入力ミス又は二重戸籍等特殊な状況にある可能性があります。確認してください。</td> <td data-bbox="1632 651 1767 772">1.1.1</td> </tr> <tr> <th data-bbox="884 772 989 833">エラー番号</th> <th colspan="3" data-bbox="989 772 1767 833">考え方・理由</th> </tr> <tr> <td data-bbox="884 833 989 968">1</td> <td colspan="3" data-bbox="989 833 1767 968">戸籍附票システム内のデータに住民票コードが一致する者がいた場合は住民票コードの入力ミスであると考えられるため。又は重婚による二重戸籍状態等特殊な状態である可能性があり、確認が必要であるため。 二重戸籍状態等であってもその時点での事務処理として正しい場合にはそれを妨げることができないため、必要に応じてエラーを解除し、処理を継続することを想定している。</td> </tr> </tbody> </table>	エラー番号	エラー項目	（参考）表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	1	戸籍附票システム内のデータにおいて、住民票コードが一致する者がいた場合	住民票コードが既に登録されています。 住民票コードの入力ミス又は二重戸籍等特殊な状況にある可能性があります。確認してください。	1.1.1	エラー番号	考え方・理由			1	戸籍附票システム内のデータに住民票コードが一致する者がいた場合は住民票コードの入力ミスであると考えられるため。又は重婚による二重戸籍状態等特殊な状態である可能性があり、確認が必要であるため。 二重戸籍状態等であってもその時点での事務処理として正しい場合にはそれを妨げることができないため、必要に応じてエラーを解除し、処理を継続することを想定している。		
エラー番号	エラー項目	（参考）表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号															
1	戸籍附票システム内のデータにおいて、住民票コードが一致する者がいた場合	住民票コードが既に登録されています。 住民票コードの入力ミス又は二重戸籍等特殊な状況にある可能性があります。確認してください。	1.1.1															
エラー番号	考え方・理由																	
1	戸籍附票システム内のデータに住民票コードが一致する者がいた場合は住民票コードの入力ミスであると考えられるため。又は重婚による二重戸籍状態等特殊な状態である可能性があり、確認が必要であるため。 二重戸籍状態等であってもその時点での事務処理として正しい場合にはそれを妨げることができないため、必要に応じてエラーを解除し、処理を継続することを想定している。																	

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（9/10）

- 前回（第14回分科会）で頂いたご意見を踏まえ、検討した結果と仕様書修正方針を以下に示します。

#	前回分科会で頂いた主なご意見	方針・戸籍附票システム標準仕様書修正内容
7	<p>20.0.5 備考欄 （戸籍の 附票の編 製年月日 等）の記 載</p> <p>編製年月日、改製記載年月日等は戸籍附票の写しの証明書に常に表示する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 編製年月日、改製記載年月日、改製消除年月日及び再製記載年月日は、法令上の記載事項ではない（法に基づく記載事項としての消除事由（消除、改製）と事由の生じた年月日は別に記載）が、戸籍の附票の連続性を確かめる必要がある戸籍の附票の写し等の交付を求める者の便宜を図る観点より、備考欄に必ず表示する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>20.0.5 備考欄（戸籍の附票の編製年月日等）の記載 【実装すべき機能】 戸籍の附票の写し（20.1.1参照）、戸籍の附票の除票の写し（20.1.2参照）には、編製年月日、改製記載年月日、改製消除年月日又は再製記載年月日として記録している内容等を以下のとおり備考欄に必ず記載すること。するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。（後略）</p> <p>【考え方・理由】 編製年月日、改製記載年月日、改製消除年月日及び再製記載年月日は、法令上の記載事項ではないが、戸籍の附票の連続性を確かめる必要がある戸籍の附票の写し等の交付を求める者の便宜を図る観点より、法に基づく記載事項としての消除事由（消除、改製）と事由の生じた年月日とは別に、備考欄に必ず記載することとする。</p> </div>

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（10/10）

- 前回（第14回分科会）で頂いたご意見を踏まえ、検討した結果と仕様書修正方針を以下に示します。

#	前回分科会で頂いた主なご意見	方針・戸籍附票システム標準仕様書修正内容								
8	<p>11.1 エラー・アラート項目</p> <p>20.0.6 備考欄 (その他) の記載</p> <p>戸籍の附票の除票又は戸籍の附票のうち削除となった者に誤記修正等があった場合に備考欄をデフォルトで表示できないことは、誤った情報の悪用につながる恐れがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 削除となった者又は戸籍の附票の除票について本人からの申出等による誤記修正を行った場合又は戸籍の訂正があった場合は、記載事項を修正せず、誤記等である旨又は誤記等の修正後の記載について備考欄に記載されるものとする。 • 誤記修正等のある項目が戸籍の附票等の写しの交付に際して表示される場合には、必ず備考欄にて誤記修正等を記載した旨を表示する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>20.0.6 備考欄（その他）の記載 【実装すべき機能】 戸籍の附票の写し（20.1.1参照）、戸籍の附票の除票の写し（20.1.2参照）には、備考として記録している内容を備考欄に記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。ただし、削除となった者の記載事項及び備考欄に、本人からの申出等による誤記修正を行った場合又は戸籍の訂正があった場合は、その誤記等である旨及び正しい記載等について、必ず備考欄に記載すること。なお、誤記修正等の項目が、特別の請求又は必要である旨の申出を受けて表示する項目である場合は、市区町村の判断により表示するかしないかを選択し、当該項目を表示して交付する場合に限り記載すること。 (後略)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> • その上で、戸籍の附票の写しも含め、誤記修正が含まれている場合には、請求者に説明が必要になるため、アラートを設定する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>11.1 エラー・アラート項目（一部）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アラート番号</th> <th>アラート項目</th> <th>(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す</th> <th>関係する機能要件番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>誤記修正等を行った戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの発行処理を行う場合</td> <td>この戸籍の附票又は戸籍の附票の除票は、誤記修正等に関する記録が備考欄に記載されています。必要に応じて、請求者にこの旨を説明してください。</td> <td>3.1</td> </tr> </tbody> </table> </div>	アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	6	誤記修正等を行った戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの発行処理を行う場合	この戸籍の附票又は戸籍の附票の除票は、誤記修正等に関する記録が備考欄に記載されています。必要に応じて、請求者にこの旨を説明してください。	3.1
アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号							
6	誤記修正等を行った戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの発行処理を行う場合	この戸籍の附票又は戸籍の附票の除票は、誤記修正等に関する記録が備考欄に記載されています。必要に応じて、請求者にこの旨を説明してください。	3.1							

3. その他継続検討事項の状況と今後の方向性（1/2）

- 前回提示した継続検討事項について、下記の通り現時点での状況と今後の方向性を示しています。

	継続検討事項	状況と今後の方向性
1	戸籍情報システムの発行抑止のため、戸籍附票システムから支援措置対象者情報の連携について	<ul style="list-style-type: none">法務省との協議の結果、戸籍附票システムから戸籍情報システムへ支援措置情報を連携することを戸籍附票システム標準仕様書に定義する。 ※詳細はp10の# 4に記載
2	戸籍附票システムにおいて使用される文字について	<ul style="list-style-type: none">現在法務省で実施中の整備事業における、全国市区町村の戸籍正本の情報が送信された後の、今後の文字の方向性の検討結果を踏まえ、戸籍附票システムとしてもその方向性に準ずる。なお、デジタル庁においても文字のあり方について別途検討中。
3	改製不適合戸籍の附票について	<ul style="list-style-type: none">戸籍附票システムにおける改製不適合戸籍の附票としては、イメージデータ保持と附票本人確認情報の通知を行うためにテキストデータを保持する方針。
4	戸籍情報システムとシステム構成を共有する機能について	<ul style="list-style-type: none">共有する機能を戸籍附票システム標準仕様書で定義する。前回分科会以後、「4.0.3 審査・決裁」を新たに追加。 ※詳細はp9の# 2に記載
5	戸籍附票システムにおけるEUC機能の扱いについて	<ul style="list-style-type: none">戸籍附票システム標準仕様書で定義する。参照できるデータ項目を、戸籍附票システムで保持している項目に限定する。 ※詳細はp7の# 3に記載

※灰色で塗られている項目は方向性が定まったため、検討を終了する。

3. その他継続検討事項の状況と今後の方向性 (2/2)

- 前回分科会以降に発生した検討事項について、下記の通り現時点での状況と今後の方向性を示しています。

継続検討事項	状況と今後の方向性
6 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書について	<ul style="list-style-type: none">• 戸籍附票システムから出力する変更通知書については、国内住所地の追加等の戸籍の附票に起因する異動が発生した場合を想定している。• 帳票レイアウトは戸籍附票システム標準仕様書で定義する。• なお、戸籍に起因する異動が発生した場合の具体的な運用方法等については、法務省において引き続き協議を進めていく。
7 戸籍の附票の廃棄証明について	<ul style="list-style-type: none">• 保存年限経過後の戸籍の附票について、廃棄済みであることを証明する廃棄証明書が、法務局から不動産登記申請書類として求められるため、一部自治体で実装されているとの意見。• 法務省への確認の結果、必ず廃棄証明書の提出を求めているわけではなく、また、戸籍の附票の除票が廃棄されている以上、戸籍附票システムでは廃棄されたという事実を確認できないことから戸籍附票システムにおいては、【実装しない機能】とする。
8 戸籍の附票の住所の記載の連続性について	<ul style="list-style-type: none">• 戸籍の附票の除票について、除票となった時点の情報そのまま保持するため、婚姻と引越しが同時の場合など、従前の戸籍の附票の最終住所地と、新しい戸籍の附票の最初の住所地が異なる場合があり、その場合、不動産登記申請手続の際に住所の連続性の確認が困難との指摘。• 従前の戸籍の附票が除票となっている以上、新しい戸籍の附票の住所地を追記することは不可。また、別の手法（※）で戸籍の附票の住所の記載の連続性を確認することができることから、戸籍附票システム標準仕様書では対応しない。 ※ 例えば、従前の戸籍の附票の消除日と新しい戸籍の附票の編成日で戸籍の附票の連続性を確認したり（p11の# 7参照）住民票の写しで住所の連続性を確認するなど